別表第２（第６条関係）

 防災隊の編成及び任務の基準

災害対策本部

防災隊長

総　務　班

警　備　班

消火・工作

・危険物班

避難誘導班

救　護　班

物資受入班

……

……

……

……

……

……

消防隊の誘導、盗難防止、

火災現場周辺の立入規制

及び非常持出品の警備

通報、連絡、記録及び指揮

初期消火活動、

水利の確保、電気、ガスの

処理及び防火扉の閉鎖、

危険物等の搬出及び処理

避難場所への誘導及び救助

負傷者の応急救護

援助物資・ボランティア等の受入れ

※山屋敷地区を除く各地区においては、防災隊の編成を適宜変更できるものとする。